

Shell Rimula FB Oil

シェル リムラ FB オイル

- 船用中速ディーゼルエンジン油 -

シェル リムラ FB オイル は、ヘビーデューティディーゼルエンジン油で強力な清浄分散性を持っており、負荷変動が激しい過酷な条件下で運転されたり、過冷のため有害な無機酸が発生しやすい海水冷却機構を持つ中 / 高速ディーゼルにも使用できる高性能油です。

シェル リムラ FB オイル は、高粘度指数の基油に清浄分散性、酸化防止性、耐摩耗性、腐食防止性、防錆性を持った添加剤を加えて製造されております。また燃焼過程で生成される無機酸によるシリンダの腐食摩耗を防止する為に高い全塩基価を持っております。

シェル リムラ FB オイル の特徴

1. エンジン各部を常に清浄に保ちます

シェル リムラ FB オイル には、強力な清浄分散性を与える添加剤を加えてありますので、不完全燃焼によるススや酸中和生成物を微細な状態で油中に分散し、エンジン各部にそれらが沈積するのを防ぎますので、エンジン内部を常に清浄に保ちます。その結果ピストンアンダークラウンに発生し易いスラッジ状の堆積を押えるとともにフィルターの変換時間を延長します。

2. 油の劣化を防ぎます

シェル リムラ FB オイル は、高度精製した化学的に安定な基油に、さらに強力な酸化防止剤を添加していますので、油の酸化により生成する劣化物が抑えられます。

3. エンジンの腐食や摩耗を防ぎます

シェル リムラ FB オイル に配合されている高アルカリ性添加剤が、燃料中の硫黄分の燃焼によって生じる腐食性の酸を中和し、エンジン各部の腐食摩耗を最小限に抑えます。

特に海水冷却機構のエンジンはシリンダが過冷になることにより有害な酸が発生しやすい条件下で運転されますが、これらにも充分対応できるだけの高い全塩基価を持ってあります。

4. オイル消費量を減らします

シェル リムラ FB オイル は、エンジン各部の摩耗が極めて少なく、ピストン溝を清浄に保ちますので、ピストンリングの作動が自由になり、密封作用が良好になりますので、エンジンオイルの消費量が減少します。

5. 収益の増大が期待できます

シェルリムラFBオイルは、エンジン内部の磨耗が少なく、また清浄に保ちますので稼働率を高め、整備費の節減ができると同時に、強力な中和効果により油自身の寿命が長く、消費量も少なくなります。

また、分散性が著しく優れているため、フィルターの交換時間の延長およびオイルストレナーの洗滌期間も延長できますので、経費の節減がはかれます。

シェルリムラFBオイル 代表性状								
項目 粘度 グレード	密度 (15) g/cm ³	引火点 (開放式)	流動点	色	動粘度 mm ² /s		粘度 指数	塩基価 mgKOH/g 過塩素酸法
					@40	@100		
30	0.899	246	- 17.5	L6.0	102.8	11.6	101	20
40	0.902	272	- 17.5	L6.0	141.6	14.3	98	20

* 代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変更される場合があります。(2016-01)

* *リムラFB 40は可燃性液体類です。

シェルリムラFBオイルの販売荷姿：200Lドラム

使用上の留意点

- ・ご使用にあたっては、事前に安全データシート(SDS)をご覧ください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけではなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意

下記の注意事項に従ってお取り扱いください。

取り扱い上の注意	
【安全対策】	・使用前にカタログ、SDSを入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。
【応急措置】	・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低15分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。
【保管】	・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
【廃棄】	・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.1. 2017.11.1